

鳥取県公報

昭和二十七年四月三十日
号

外 水曜日

本報ノ大キサハ規定規格A五判

目次

- ◇規則 鳥取県鳥取火災復興事務所規則
- 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程
- ◇訓令 鳥取県鳥取火災復興事務所処務規程

規則

鳥取県鳥取火災復興事務所規則をここに公布する。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十七号

鳥取県鳥取火災復興事務所規則

(設置及び目的)

第一條 鳥取市火災復興の事務を掌理するため、鳥取市

に鳥取県鳥取火災復興事務所(以下「事務所」とい
う。)を設置する。

(事務)

第二條 事務所は、次の事務を処理する。

- 一 鳥取市火災による土地区画整理に関連ある測量、調査及び設計、施行並びに指導監督に関する事項
- 二 土地区画整理審議会に関する事項
- 三 前各号の外、特に命じた事項

(職員)

第三條 事務所に次の職員を置く。

所 長

事務吏員 若干人

技術吏員 若干人

その他の職員 若干人

(施行規定)

第四條 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和二十七年五月一日から施行する。

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程
をここに公布する。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十八号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程

(設置及び目的)

第一條 火災復興土地区劃整理の促進を図るため、鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二條 審議会は、知事の諮問に応じ、土地区劃整理に

関する事項を調査審議する。

(審議会の意見聴取)

第三條 知事は、換地及び補償に関する事項については、審議会の意見を聴かなければならない。

(組織)

第四條 審議会は、会長及び委員をもつて組織する。

(会長)

第五條 会長は、知事をもつてこれに充てる。

(委員)

第六條 委員は、左に掲げる者について知事が任命又は委嘱する。

- 一 土木部長
- 二 県議會議員 四名人
- 三 鳥取市長
- 四 鳥取市會議員 四名人
- 五 鳥取市建設課長
- 六 地区内土地所有者四名
- 七 学識経験者その他九名人

- 2 前項の委員は、知事が任命又は委嘱する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、土木部長がその職務を代理する。

(会議)

第七條 審議会の会議は、会長が招集し会長が会議の議長となる。

2 会長は、審議会開催の日から少くとも三日前までに招集及び会議の事項を委員に通知しなければならない。但し急施を要する場合は、この限りでない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第八條 関係職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(幹事及び書記)

第九條 審議会に幹事及び書記若干人を置き吏員の中から知事が任命する。

第十條 議長は、議事録を作製し委員二名以上がこれに署名捺印する。

(運営)

第十一條 この規則に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第八号

鳥取県鳥取火災復興事務所

鳥取県鳥取火災復興事務所処務規程を次のように定める。

昭和二十九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県鳥取火災復興事務所処務規程

第一條 鳥取県鳥取火災復興事務所(以下「事務所」と

00209

5. () の処務については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

第二條 所長は、技術吏員をもつて、これに充てる。

第三條 事務所に庶務係、工務係、補償係及び区画整理係を置く。

第四條 各係の分掌事務は、次の通りとする。

庶務係

一 予算整理並びに会計事務に関する事項

二 所内職員の人事に関する事項

三 その他一般庶務に関する事項

工務係

一、工事の調査、設計、施行並びに指導監督に関する事項

補償係

一 用地及び補償に関する事項

二 登記事務に関する事項

区画整理係

一 土地区画整理に関する事項

一 土地区画整理審議会に関する事項

第五條 所長は、土木部長の命を受けて、その所管に属する事務を掌理し、所員を指揮監督する。

2 所員は、所長の命を受けて、事務に従事する。

第六條 各係に係長を置き所長が命ずる。

2 係長は、所長の命を受けて係に属する事務を処理する。

第七條 所長に事故があるときは、主務係長がその事務を代決する。

2 代決した事項は、遅滞なく所長の後継を受けなければならない。

第八條 所長は、所員の事務分担を定めて、土木部長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第九條 次の事項は、所長において専決処理することができる。但し、重要と認められるもの又は異例若しくは疑義のあるものは、土木部長の指揮を受けなければならない。

00210

一 土地区画整理に関連ある工事のため、道路の通行を禁止し、又は制限する事項(この場合には所轄警察署その他必要と認めるところに、その旨を通知するものとする。)

二 見積価格一廉五万円未満の工用材料、器具、機械の購入及び借入、修繕並びに運搬に関する事項

三 労務者の選定、傭人又はその解雇に関する事項

四 設計額十万円未満の工事の執行に関する事項

五 設計額五万円未満の随意契約に関する事項

六 予定価格百万円未満の工事の入札並びに契約に関する事項

七 所長及び所員の区域内出張並びに巡回に関する事項

八 所員の休暇、忌引に関する事項

九 宿日直に関する事項

十 予算措置を伴わない軽易な事項

第十條 所長は、常に区域内を巡視し、所管事項に関し必要があると認めるときは、その状況を直ちに土木部

長に報告又は具申しなければならない。
第十一條 所長はその月の工事の工程並びに事務の進捗状況を翌月五日までに土木部長に報告しなければならない。

第十二條 この規程に定めるものの外事務所の処務については土木出張所事務規程(大正十五年六月訓令乙第一一號)を準用する。

附一則

この規程は、昭和二十七年五月一日から施行する。